平成２１年（フ）第５９号
福井県敦賀市公文名５号103番地
債務者　松井　繁樹
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第５３５号
静岡県浜松市東区天龍川町12番地の１　サンシティー天龍川301号室
債務者　武士　宣命
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４９号
静岡県浜松市南区白羽町177番地の３
債務者　佐藤　　賢
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３４２号
沖縄県那覇市古島１丁目５番地１　エスパース301
債務者　松田　　滋
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３５６号
沖縄県那覇市首里末吉町２丁目182番地１　シティハウス首里20号
債務者　平　　響
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２６２号
北海道苫小牧市見山町４丁目７番10号
債務者　金子　謙市
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２８２号
北海道苫小牧市山手町１丁目８番８号　ハイツまるいＮＯ25―101号
債務者　滝川　継弥
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１５８２号
仙台市泉区歩坂町５番５号　アベニュー松森101、申立時の住所仙台市太白区柳生字稲荷81番地の１
債務者　守　　信行
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１２号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字新小橋34番地２
債務者　宍戸　正行
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１３号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字新小橋34番地２
債務者　宍戸　　歩
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１９号
仙台市青葉区梅田町１番４号　美山荘102
債務者　山口　文徳
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４２７号
秋田県潟上市天王字北野235番地８
債務者　平山　　薫
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２８号
秋田県潟上市天王字北野235番地８
債務者　平山ひとみ
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３７号
秋田市飯島字飯島水尻451番地１　レオパレス飯島Ⅱ―102
債務者　福田　慎哉
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４７号
山形県南陽市三間通1229番地の１　市営桜木住宅Ａ―１、住民票上の住所山形県南陽市三間通1229番地の１
債務者　會田美佐子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７３号
山形県長井市寺泉2831番地の１
債務者　小林　義則
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１７５号
山形県西置賜郡飯豊町大字椿3638番地の２梅津喜美代方、住民票上の住所山形県米沢市木場町２番39号
債務者　石山　千代（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
山形地方裁判所米沢支部